



特定非営利活動法人シャプラニール＝市民による海外協力の会

子ども・若者のセーフガーディング方針

2020年11月20日 施行

第1章 目的

特定非営利活動法人シャプラニール＝市民による海外協力の会（以下シャプラニール）は、「南北問題に象徴される現代社会のさまざまな問題、とりわけ南アジアの貧しい人々の生活上の問題解決に向けた活動を現地と日本国内で行い、すべての人びとがもつ豊かな可能性が開花する社会の実現を目指して」いる（定款第3条「目的」より）。その使命をひとことで表す約束として「誰も取り残さない」を掲げ、誰も取り残さない社会、貧困のない社会の実現を目指す取り組みの3つの柱の一つとして、「子どもの権利を守る」を挙げている。

あらゆる子どもが生まれながらにもつ「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障することは、すべての大人の責任であり、シャプラニールも困難な状況にある子どもたちが、侵害された権利を実現するために活動している。

しかし、世界ではあらゆるところで子どもの虐待や商業的搾取、性的搾取が行われており、それが起こり得る場所は子どもを支援するNGOの内部も例外ではない。子どもの虐待や搾取は故意によるものだけでなく、過失や不注意によっても起こり得る。そのため、あらかじめリスクを把握し、問題の予兆やSOSを見逃さないようにしなければならない。

この方針は、子ども・若者のセーフガーディング、すなわち、私たちシャプラニールの役職員・関係者によって、また事業活動において、子どもや若者にいかなる危害も及ぼさないよう、つまり虐待・搾取や危険のリスクにさらすことのないように、シャプラニールの基本的価値観を明確にし、コミットメントを示すことを目的とし、シャプラニールの組織体制整備と事業実施の基本となる文書のひとつとして定めるものである。国連の「子どもの権利条約」に18歳未満と規定される子どもたちに加え、シャプラニール・ユースチームなど若者たちとの協働も念頭に置き、18歳から24歳までの若者たちについても、この方針によるセーフガーディングの適用範囲とする。

この方針は、シャプラニールの様々な規則や規程に反映されるものとし、付属文書「セーフガーディングに関する行動規範」と併用されるものとする。また、この方針を確実に実施するための手続きや実施方法について、必要なガイドライン等を定める。

第2章 適用範囲

この方針の適用対象は、以下の者とする。なお、本方針は業務時間中であるか業務外かを問わず公私にわたり適用されることとする。

- シャプラニールの職員（国内および海外事務所採用のすべての被雇用者。雇用形態は問わない。）
- シャプラニールの役員（理事、監事、評議員）
- シャプラニール関係者（インターン、ボランティア、アドバイザーなど、シャプラニールの名称を使用して活動に携わる人、シャプラニールの活動現場を訪問期間中の会員や支援者、メディア関係者等）
- パートナー機関の関係者（子どもとの接触を含む活動等でシャプラニールと公式な契約関係にあるパートナー団体、子どもや若者と直接関わる関係機関の職員やボランティア。ただし、その機関が子どものセーフガーディングや保護に関する適切な独自指針を保有しそれを遵守することをシャプラニールとの契約時に確認・合意した場合は除く。）

第3章 声明

私たちシャプラニールは、年齢、ジェンダー・性的指向・性自認、障害の有無、民族、人種、言語、宗教、信条、出身コミュニティ、または特定の団体への所属の有無などに関わらず、一人ひとりの子ども・若者の尊厳と、かけがえのない存在としての価値を尊重する。

子ども・若者の権利を脅かす問題が生じた際には、常に子ども・若者の最善の利益を最優先して対応にあたる。

「子どもの権利条約」が記す「生きる権利」、「守られる権利」、「育つ権利」、「参加する権利」を尊重し、これを守るために努力する。

シャプラニール、およびシャプラニールの役職員・関係者は、以下の「組織の責任」「個人の責任」を理解し、確実に遂行することにより、子ども・若者にとって安全・安心な環境を整える。

シャプラニールは、協力関係にある団体や個人と一緒にこの取り組みを推進し、子ども・若者を取りまく地域や周囲の人々、社会に働きかけて子ども・若者のセーフガーディングを実現する。

第4章 組織の責任

シャプラニールは、組織として、以下のことを責任をもって行う。

<防止>

- シャプラニールのすべての職員、役員、関係者に、この方針を知らせ、その内容について啓発を行い、個々人の役割と責任を理解させ、遵守させること。
- この方針を実施するための体制を整備し、必要な関連文書等を作成するほか、就業時

の誓約書、契約書等の文書に反映させ、その内容を関係者に周知すること。体制の整備には担当者の任命と任務の明確化、通報制度の整備を含む。

- 組織の戦略や事業計画、予算の策定の際に、セーフガーディングの実施を織り込み、反映させること。
- 職員、インターンの採用にあたっては、当該職員が行動規範を含む本方針の内容を理解していることを確認し、誓約書に署名させること。
- すべての職員、役員および関係者が、なぜ子どもたちを保護し、守る必要があるのかを具体的に理解し、懸念が生じた場合速やかに報告する手順を十分に知っておくために子ども・若者のセーフガーディングの研修を受けられるようにする。
- あらゆるコミュニケーション媒体の使用において、子ども、若者、およびその家族、地域社会の尊厳を守ることを最優先とし、事業地での活動や事業地訪問、コミュニケーション、広報におけるリスクをできる限り回避すること。
- 緊急救援を含むすべての事業や活動において、セーフガーディングの観点からリスク・アセスメントを実施し、実施可能なあらゆる方法を用いてリスクを回避もしくは軽減すること。
- 事業を実施するパートナー団体との契約においては、セーフガーディングに関する責任を明記する。独自の指針を持たない団体については、本指針を遵守することをパートナーシップの条件として含める。また、セーフガーディングに関する研修をパートナー団体に対しても提供する。
- シャプラニールの活動にかかわる子どもと若者に、セーフガーディングについて説明し、理解させること。

<相談・通報>

- 子ども・若者が虐待・搾取やそのリスクにさらされていることが疑われる際に、職員や活動に関わる人々（パートナー団体関係者、裨益者を含む）が、安全で適切かつ実施可能な方法で相談・通報できる体制を確立すること。
- 相談・通報を受ける過程で、通報者がさらなる被害や不当な扱いから守られるよう配慮すること。
- 組織内部からの通報のみでなく、外部からの告発についても同様に対応すること。
- 通報・相談の窓口や方法、通報を受けた後の報告や調査の手順については別途定める「相談・通報・報告の手順、役割とフロー（以下、役割とフロー）」に従うこと。

<対応>

- 本方針に違反する事案が発生した際には、期限を設定の上当該国の法令を遵守し、「役割とフロー」に定められたプロセスに従って迅速に対応すること。対応検討チームをつくり、必要に応じてパートナー団体などの関係機関や、弁護士、警察、医療機関、福祉サービス機関などの専門家・専門機関と連携して対応すること。
- 虐待、搾取や子どもの権利侵害等が疑われる場合には、対応についての正式な判断が

下される前であっても（例えば内部調査中など）、可及的速やかに被害を受けた子どもの安全確認、および安全が確認できなかった場合の保護を行うこと。その際、本人の意志を尊重すること。

- この方針に違反した職員、役員や関係者に対しては厳しく対応し、就業規則、契約書等の定めに基づき適切な処分を行うこと。

第5章 個人の責任

シャプラニールの職員、役員および関係者は、以下のことを行う義務を負う。

- 子どもと若者の権利が尊重され、エンパワーされ、安全で保護されていると感じる環境を築くことに全力を尽くし、貢献すること。
- 付属文書「セーフガーディングに関する行動規範」を含む本方針を遵守すること。
- 子どもが危険な状態にあると懸念される場合、また疑わしいケースについて見聞した場合、適切な職員もしくは役員に通報または相談すること。
- 通報の窓口や方法については別途定める「相談・通報・報告の手順、役割とフロー」に従うこと。

第6章 記録と守秘義務

セーフガーディングに関する通報、調査を通じて集められた情報は、報告書として記録する。セーフガーディングにかかるすべての報告書および通信文書は、守秘義務を守って適切に保管されなければならない。文書の取り扱いにおいて最優先とすべきは、常に子ども・若者の安全と子どもの最善の利益とする。子どもたち・若者たちを特定する情報は、必要最小限の範囲で共有されるよう管理する。

第7章 モニタリングと説明責任

この方針に沿った取り組みの進捗状況について、事務局長は四半期ごとに理事会へ報告し、理事会はセーフガーディングが適切に実施され、機能しているかどうかを確認する。また、年次報告書にも取り組みについての報告を記載し、記録を残すとともに説明責任を果たす。また実践と経験から教訓を導き、再発防止や施策強化に役立てる。

第8章 用語と定義

本方針で用いられる用語は以下のとおり定義する。

「子どもと若者のセーフガーディング」とは、組織の役職員・関係者によって、また事業活動において、子どもにいかなる危害も及ぼさないよう、つまり虐待・搾取や危険のリスクにさらすことのないよう努めることであり、万一、活動を通じて子どもの安全にかかわる懸念が生じたときには、しかるべき責任機関に報告を行い、それを組織の責任として取り組むこと *

「子ども」とは、国連「子どもの権利条約」に基づき、18歳未満のすべての人をさし、「若者」とは、国連の定義と同様に、15歳から24歳のすべての人をさす。つまり、「子どもと若者」とは、0歳から24歳までのすべての人をさすことになる。18歳を超えたからと言って一律に成熟した対処能力が備わるわけではないにもかかわらず、行政などの支援や保護対象から外れてしまうことが多く、求められる責任は増えていく。そのような若者については特定の保護の必要性があり、より年少の子どもたちや年長のおとなとは別の独特の考慮が必要だと考えられている。

「子どもの商業的搾取」とは、子どもの心身の健康、教育、モラル、社会的・情緒的発達を阻害するほど、他者の利益のために子どもを仕事やその他の活動に従事させることをさす。児童労働などが含まれる。*

「性的搾取」とは、お金、ギフト、食料、住居、見せかけの愛情、社会的地位など、子どもやその家族が必要なものと引き換えに、子どもに性的な行為をさせること。多くは子どもと親しくなる、信頼を得る、ドラッグやアルコールを与えるなどして巧みに子どもを操り強要することで行われる。両者の間に同意があったと主張されることがあるが、力関係が不均衡である場合、被害者側に限られた選択肢しか与えられないため、同意があったとはみなされない。*

「虐待」とは

- ・身体的虐待：誰かの身体を実際に傷つけること、もしくは体を傷つける可能性のある行為を行うこと。叩く、揺さぶる、有毒物を与える、溺れさせる、火傷させる、などが含まれる。また、親や保育者が虚偽の傷や症状を作り上げることや故意に子どもを病気にさせることも含まれる。*

- ・性的虐待：本人が理解していなかったり同意せざるを得ない状況で、無理やりもしくはそそのかして性的行為をするまたはさせること。性器の挿入を伴わない行為なども含まれる。さらに、性的なものを見せる、子どもを使って性的な写真や画像を作成する、性的に不適切な態度を子どもにさせるといった行為も含まれる。*

- ・心理的虐待：子供の心理発達に影響を及ぼすほど継続して心理的に不当に扱うこと。行動を制限する、貶める、辱める、いじめる、脅す、怖がらせる、差別する、ばかにするなどが含まれる。*

- ・ネグレクト：子どもの身体的、精神的、道徳的発達に悪影響を及ぼしかねないほど継続して子どもの基本的な要求を満たさないこと。危険からの保護をしない、十分な食事を与えない、安全に暮らせる環境を提供しない、障害のある子どもの世話を行わず不適切に

扱うといったことが含まれる。*

*セーフガーディング専門 NGO、Keeping Children Safe による定義

第9章 方針の見直しと改廃

この方針ならびに附属文書について、中期ビジョン策定のタイミングに合わせ他の規程や活動指針とともに見直しを行う。ただし、セーフガーディングにかかる新たな課題が特定され、対応する必要が生じた場合はその都度改訂を可能とする。この方針の改廃は理事会にて決議し、総会にて報告する。

第10章 関連文書

この方針の附属文書及び関連文書として以下のものを整備する。

【附属文書】セーフガーディングに関する行動規範 誓約書

【関連文書】相談・通報・報告の手順、役割とフロー
リスク分析表

附則

この方針は、2020 年 11 月 20 日から施行する。

以上

子どもと若者のセーフガーディングに関する行動規範 誓約書

シャプラニールの 職員／インターン／役員／関係者 として、私は、公私にわたり以下の規範に則って行動することを約束します。

私は以下の行為をしません。

- ☐ 子どもや若者を叩いたり、暴力によって身体的に傷つけたりする。
- ☐ 子どもや若者に体罰を加える。
- ☐ 子どもや活動にかかわる若者と性的関係を持つ。
- ☐ 子どもや若者が虐待にあいやすい状況をつくる。
- ☐ 子どもや若者に対して不適切な言葉を使ったり、侮辱的、攻撃的な態度や行動をとったりする。
- ☐ 子どもや若者に恥をかかせたり、貶めたりするなど、子どもを心理的に傷つける。
- ☐ 子どもや活動の受益者である若者を(どのような形態であっても)性的な関係や活動に関わらせる。
- ☐ 特定の子どもや若者を差別したり、えこひいきなど他の人と異なる扱いをしたり、集団から排除したりする。
- ☐ 活動に係わる子どもと活動外で個人的に連絡をとったり、とろうとしたりする。

子どもや若者と接するときは、以下の通り行動します。

- ☐ 人種、皮膚の色、性(性指向・性自認を含む)、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由にかかわらず、一人ひとりの尊厳と、かけがえのない存在としての価値を尊重して行動します。
- ☐ 子どもや若者が自らの権利について理解し、年齢、成熟度、能力の発達に応じて、意思決定に参加したり、懸念がある場合に話し合ったりできるようにサポートします。
- ☐ 子どもや若者と活動する場合、可能な限り他者の目が届く場所で行動します。
- ☐ 子どもや若者が緊急的な傷害リスクや危険に見舞われている時を除いては、保護者の同伴なしに子どもや若者だけを自宅やホテルなどのプライベートな場所に招き入れることはしません。
- ☐ 活動に参加している子どもや若者と同じ部屋で寝ることはしません。ただし、例外的状況かつ事前に事務局長／事務所長／代表理事の許可を得ている場合を除きます。

コミュニケーションをとる際やメディア利用時は、以下に留意して行動します。

- ☐ コンピューター、携帯電話、カメラ等の活用やソーシャルメディアの利用を適切に行い、決して子どもや若者の権利を侵害しません。

- ☐ 子どもや若者が特定されるような写真を撮影する前に、写真や動画をどのように使用するのかを説明したうえで、本人および子どもを保護する立場にある者の同意を得ます。
- ☐ 写真や動画の利用に際しては、性的なことを連想させるような挑発的な姿勢ではないこと、なおかつ適切に衣服を身に着けていることを確認します。
- ☐ 画像や動画、テキストの利用に際して、本人の特定につながる情報が漏れることがないようにします。
- ☐ 過去の経験についてむやみに質問しません。調査などで必要なときは十分に注意し、本人が話したくないことを無理に話させないようにします。

搾取・虐待の防止のため、以下のことを守ります。

- ☐ 家事労働や、その他の労働に子どもを雇用しません。
- ☐ 各国の児童労働に関する法律を含む関連法を順守します。
- ☐ 子どもや若者の搾取や虐待、セーフガーディング指針に抵触する懸念や通報について、「役割とフロー」に示された手順に沿って速やかに対応します。
- ☐ シャプラニールの活動に関わる以前・以降のものを問わず、子どもの搾取と虐待に関わる全ての嫌疑や犯罪歴について、シャプラニールに開示します。

以上

日付:

氏名: